

「もしも」にそなえる、
あなたへのエール。

農業経営 収入保険

 安心のネットワーク
NOSAI埼玉



収入保険の特徴

収

入保険は、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない事故によりその年の収入が基準（補償限度）を下回ったときに保険金をお支払いします。

近年は異常気象や盗難事故など、予期せぬ収入減少が起きることが多々あります。
「もしもの備え！」として加入をご検討ください。



Point

1 加入対象は青色申告を行っている農業者です

保険期間以前より青色申告を行っている農業者が加入でき、個人は1月、法人は事業開始月から1年分の収入を対象にします。

Point

2 全ての農作物の収入を補償します

自ら栽培または飼養を行い販売する農作物、家畜および農産物（簡易な加工品を含む）によって得た収入が補償の対象となります。あらゆるリスクによる収入減少に対応可能です。

Point

3 無利子のつなぎ資金の融資が受けられます

保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により保険金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ資金の貸付を受けることができます。保険金の前払いのようなもので、例えば農産物に大きな損害が発生して今すぐ資金が必要というときも安心して経営を続けることができます。

補償金額の設定方法

補

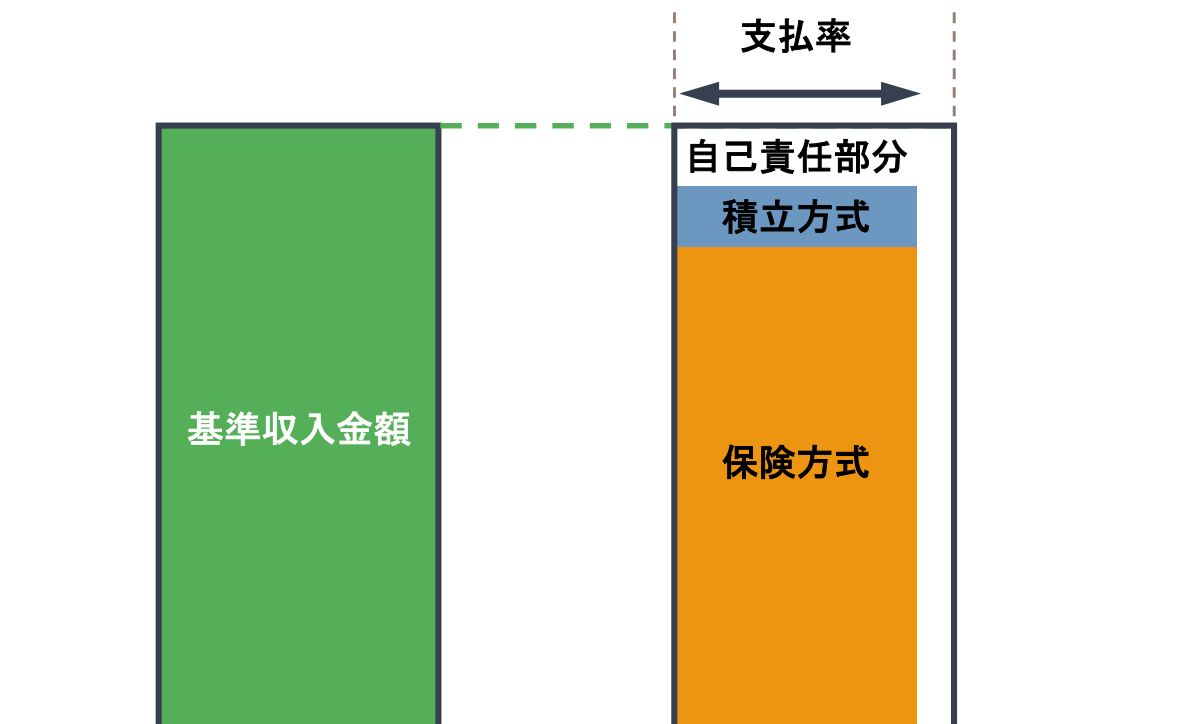
てん方式には、保険方式のみを用いるタイプと保険方式と積立方式を並用するタイプがあります。保険方式は「補償限度」と「支払率」、積立方式は「補償幅」と「支払率」を設定することで補償金額が決定します。また、保険方式ではこのほかに補償の下限を設定することができます。

【国が補助をしています】

保険料および付加保険料（事務費）は**50%**、

積立方式の積立金は**75%**を国が補助しています。

なお、積立金は補てんに使われなければ翌年に持ち越されます。



【補償限度割合】

青色申告の提出年数	補償限度割合
5年	90%
4年	88%
3年	85%
2年	80%
1年	75%

【保険方式】

青色申告の提出年数	補償限度割合	支払率	補償の下限
5年	90%、88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%	90%～50% (10%単位)	70%～50% (10%単位)
4年	88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
3年	85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
2年	80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
1年	75%、70%、65%、60%、55%、50%		

【積立方式】

青色申告の提出年数	補償限度割合	支払率
-	10%、5%	90%～10% (10%単位) ただし保険方式の支払率を超えない割合とします

基準収入金額の設定方法

下

記①、②のいずれか低い額にて基準収入金額が設定されます。

- ①保険期間開始日の属する年の前年まで（最大5年）の過去の農業収入金額の平均額
- ②保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」）

※お近くの農業共済組合にて基準収入金額の試算が可能です。

こんなときには「特例」で基準を補正できます

毎年経営面積を大きくしていて
保険期間の収入も高くなるが見込まれる



規模拡大特例

- 1 保険期間の経営面積が、保険期間開始日の属する年の前年までの最大5年間の平均を上回ること
- 2 保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること

過去の単位面積当たりの
実績農業収入金額に上昇傾向がある



収入上昇傾向特例

- 1 保険期間開始日の属する年の前年までの5年間に青色申告書を提出していること
- 2 保険期間の見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること
- 3 単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率が1を上回ること
- 4 保険期間開始日の属する年の前年および前々年の単位面積当たりの実績農業収入金額が、単位面積当たりの過去の平均収入を上回ること

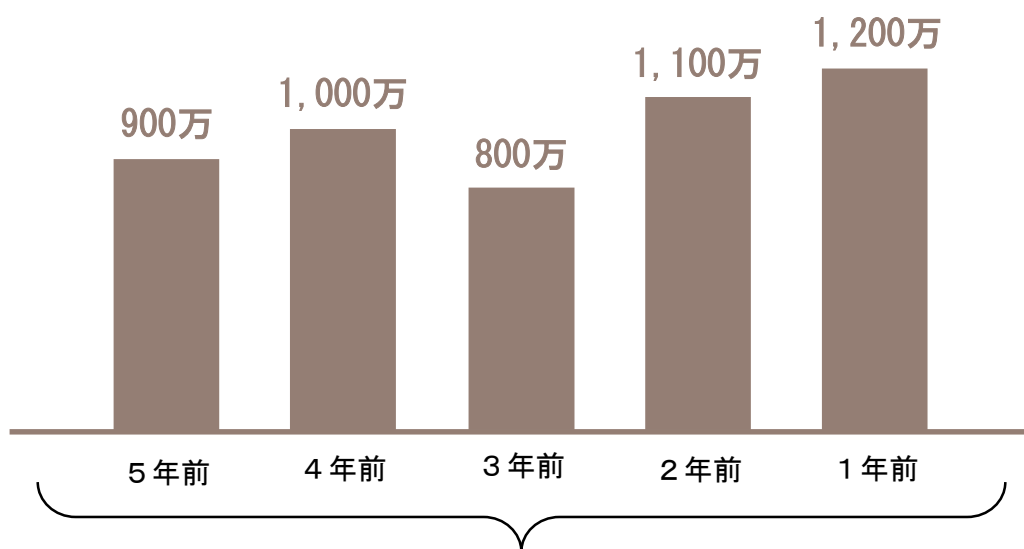
過去に甚大な気象災害で被災した年がある



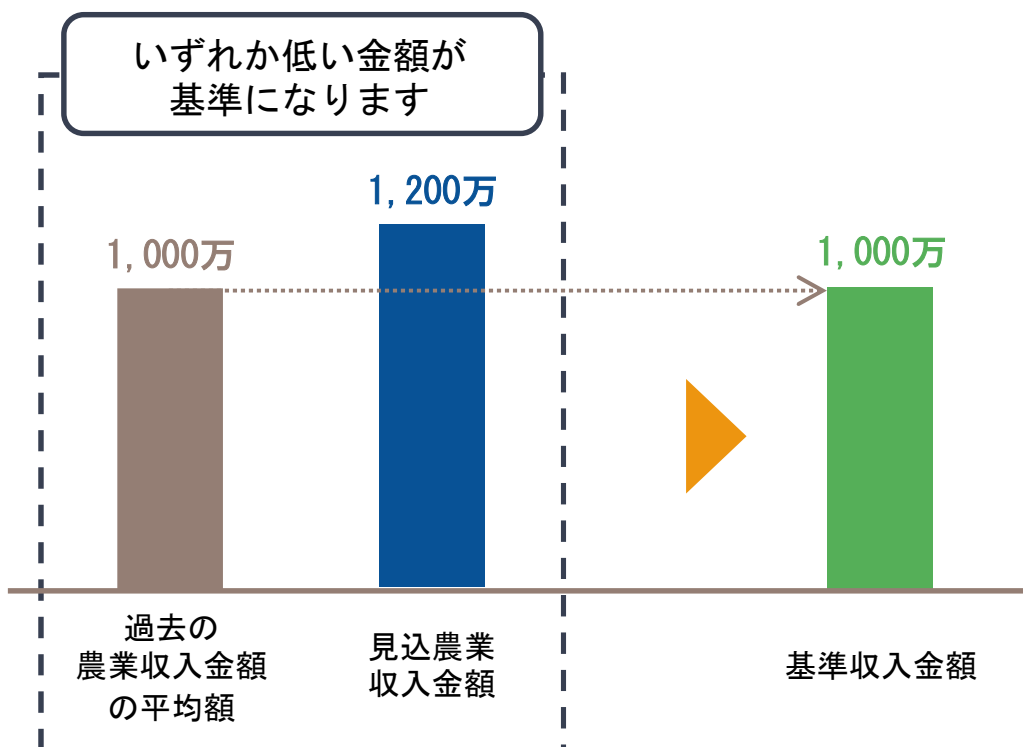
気象災害特例

- 1 市町村長が交付する被災証明等で農産物が気象災害に被災したことを確認できること
- 2 (1)被災年に収入保険に加入していた場合
気象災害により被災年の実績農業収入金額が、当該年の基準収入金額の8割を下回ること
(2)被災年に収入保険に加入していなかった場合
被災年の単位面積当たりの実績農業収入金額が、被災年の前年以前の青色申告提出年における単位面積当たりの過去の平均収入の8割を下回ること

【基準収入金額の算出例】

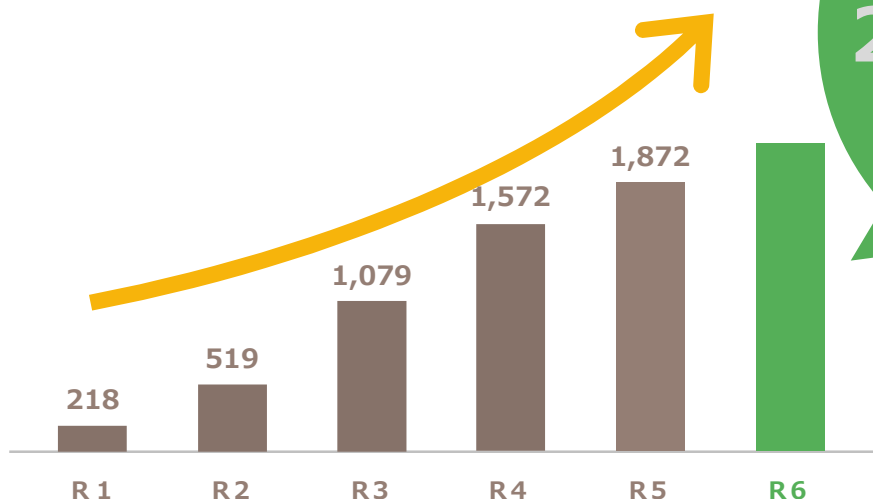


過去の農業収入金額（最大5年）



毎年加入者増加中！

約4人に1人の方から
選ばれています



県内
2,032経営体

(令和6年10月末現在)

加入者の負担額

(基準収入1000万円、新規加入の場合)

	保険料	積立金	付加保険料	合計
保険方式80%+積立方式10%	10.8万円	22.5万円	2.2万円	35.5万円
保険方式のみ90%	23.0万円	-	2.2万円	25.2万円

【お問い合わせ】

本所	TEL	048-645-2145	〒330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-340
中部統括管内	中部統括支所	TEL 049-235-8711	〒350-0011	川越市大字久下戸3523-1
	東松山支所	TEL 0493-22-0655	〒355-0035	東松山市大字古凍28-1
	上尾支所	TEL 048-779-6911	〒362-0005	上尾市大字西門前523-1
北部統括管内	北部統括支所	TEL 048-533-8030	〒360-0843	熊谷市大字三ヶ尻322
	本庄支所	TEL 0495-21-0255	〒367-0046	本庄市栄3-8-20
	秩父支所	TEL 0494-22-0647	〒368-0013	秩父市永田町1-8
東部統括管内	東部統括支所	TEL 048-559-1588	〒361-0012	行田市大字下須戸913
	宮代支所	TEL 0480-32-1015	〒345-0831	南埼玉郡宮代町大字須賀700-1
	越谷支所	TEL 048-965-7251	〒343-0011	越谷市増林2-82 2F